

特定非営利活動法人

建築技術支援協会

定 款

|    |       |     |     |
|----|-------|-----|-----|
| 制定 | 平成10年 | 11月 | 17日 |
| 改定 | 平成22年 | 7月  | 28日 |
| 改定 | 平成25年 | 3月  | 1日  |
| 改定 | 平成28年 | 2月  | 22日 |
| 改定 | 平成30年 | 2月  | 23日 |

特定非営利活動法人  
建築技術支援協会

## 定 款 目 次

| 記載項目       | 項 | 記載項目              | 項 |
|------------|---|-------------------|---|
| 第1章 総 則    |   | 第5章 運営組織          |   |
| 名称         | 1 | 委員会及び部会等          | 4 |
| 事務所        | 1 | 事務局               | 4 |
| 目的         | 1 | 第6章 資産及び会計        |   |
| 特定非営利活動の種類 | 1 | 資産の構成             | 5 |
| 事業の種類      | 1 | 資産の管理             | 5 |
| 第2章 会 員    |   | 経費の支弁             | 5 |
| 種別及び資格     | 1 | 会計の原則             | 5 |
| 入 会        | 2 | 事業年度              | 5 |
| 入会金及び会費    | 2 | 事業計画及び予算          | 5 |
| 会員資格の喪失    | 2 | 事業報告及び決算          | 5 |
| 退 会        | 2 | 第7章 定款の変更及び解散     |   |
| 除 名        | 2 | 定款の変更             | 5 |
| 抛出金品の不返還   | 2 | 解 散               | 5 |
| 第3章 役 員    |   | 残余財産の処分           | 5 |
| 種別及び定数     | 2 | 第8章 公告の方法         |   |
| 選任等        | 2 | 公 告               | 5 |
| 職 務        | 3 | 第9章 雑 則           |   |
| 任 期        | 3 | 施行細則              | 6 |
| 解 任        | 3 | 附 則               |   |
| 報酬等        | 3 | (定款の施行日)          |   |
| 顧問及び参与     | 3 | (設立当初の役員任期)       |   |
| 第4章 会 議    |   | (設立当初の事業年度)       |   |
| 種類及び開催     | 3 | (設立当初の事業計画及び収支予算) |   |
| 構 成        | 3 | (設立当初の入会金及び会費)    |   |
| 召 集        | 3 | (別表) (設立当初の役員)    |   |
| 会議に付議すべき事項 | 4 |                   |   |
| 議 長        | 4 |                   |   |
| 定足数        | 4 |                   |   |
| 議 決        | 4 |                   |   |
| 議事録        | 4 |                   |   |

# 特定非営利活動法人 建築技術支援協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人建築技術支援協会と称する。以下「本会」という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区におく。必要に応じ支部をおくことができる。

(目的)

第3条 本会は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、建築技術に関する幅広い分野で、調査研究および教育普及活動を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に助言又は支援・協力を行い、建築界の技術水準の高揚、建築物の品質向上、次世代人材の育成を推進し、もって社会教育、健全なまちづくり、環境の保全、地域安全、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる項目のうち、建築技術に関連して、次の活動に積極的に貢献する。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 建築技術に関する資料の収集及び調査研究
- (2) 建築技術に関する教育普及
- (3) 建築技術に関する助言又は支援・協力
- (4) 建築技術に関する諸外国支援及び国際協力
- (5) 建築物の診断及び補修・補強に関する助言又は支援・協力
- (6) 建築物の性能評価及び審査・検査
- (7) 関係機関・団体との連絡・協調
- (8) 本会の事業に必要な資料の編纂及び刊行
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別及び資格)

第6条 本会の会員は、正会員及び個人賛助会員及び団体賛助会員の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- 2 正会員は、建築に関する技術・学識・経験を有する個人とする。
- 3 個人賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人とする。
- 4 団体賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する団体とする。

(入 会)

第7条 本会に、正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、前項の入会申込者が第6条第2項の条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事会は、第1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

4 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、本会に納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、死亡又は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

(3) 本会が解散したとき

(退 会)

第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を1ヶ月以前に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款、諸規定または総会の決議に違反したとき

(2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき

(3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(4) 会費を1年以上滞納したとき

(抛出金品の不返還)

第12条 前2条の規定により、退会又は除名されたものは、本会の資産についていかなる請求権も有しない。

### 第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員をおく。

理事 10名以上 15名以内

監事 2名以内

2 理事のなかから代表理事2名以内を定めるものとし、常務理事3名以内をおくことができるものとする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。

2 代表理事2名は理事の互選により選任する。

3 常務理事は、理事会の承認を得て、理事のなかから選任する。

4 代表理事および常務理事は、代表権を有するものとする。

5 理事及び監事は、相互にこれらを兼ねることができない。

- 6 役員は、法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。
- 7 役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

- 第15条 代表理事は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する。
  - 3 常務理事は代表理事を補佐すると共に、理事会の議決に基づき、本会の常務を処理する。
  - 4 監事は、法第18条に掲げる職務を行う。

(任期)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
  - 3 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、その任期中であっても、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

- 第18条 役員は無報酬とする。但し、常勤の役員には、報酬を支払うことができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
  - 3 役員報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(顧問及び参与)

- 第19条 本会に、顧問及び参与若干名をおくことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
  - 3 顧問及び参与は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第4章 会議

(種類及び開催)

- 第20条 会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。
  - 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会で必要と認められたとき
    - (2) 正会員の5分の1以上からの請求があったとき
    - (3) 第15条第4項の規定により、監事が召集したとき
  - 4 理事会は、毎年2回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(召集)

- 第22条 会議は、監事が召集する臨時総会を除き、代表理事が召集する。
- 2 会議の召集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

第 23 条 総会には、次の事項を付議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 定款及び施行細則の変更
- (5) 本会の解散又は合併
- (6) 前各号のほか、理事会より付議された事項

2 理事会には、この定款に規定する事項のほか、次の事項を付議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第 24 条 総会及び理事会の議長は、代表者がこれにあたる。

(定足数)

第 25 条 会議は、総会にあたっては、これを構成する正会員の 3 分の 1 以上、理事会にあつては、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 26 条 議事は、この定数に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 2 正会員又は理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって委任することができる。
- 3 前項の場合における前条の規定については、その正会員又は理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者数付記)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

## 第 5 章 運営組織

(委員会及び部会等)

第 28 条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

第 29 条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第31条 本会の資産の管理は、理事会の定めるところによる。

### (経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### (会計の原則)

第33条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

- 2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 3 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

### (事業報告及び予算)

第36条 本会の事業報告、活動計算、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、年度末資産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第37条 この定款は、総会において、正会員総数の2分に1以上の同意を得なければ、変更することができない。

### (解 散)

第38条 総会の決議に基づいて本会を解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

### (残余財産の処分)

第39条 本会が解散するときの残余財産の帰属は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

## 第8章 公告の方法

### (公 告)

第40条 本会に必要な諸手続きにおいて、法に定める公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第9章 雑則

(施行細則)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

### 附 則

1. この定款は、法第10条により、法人成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第14条第1項から第3項までの規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成12年度の最初の通常総会までとする。
3. 本会の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成11年12月31日までとする。
4. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|              |     |         |      |        |
|--------------|-----|---------|------|--------|
| (1) 正会員（個人）  | 入会金 | 30,000円 | 会費月額 | 3,000円 |
| (2) 賛助会員（個人） | 入会金 | なし      | 会費月額 | 1,000円 |
| (3) 団体賛助会員   | 入会金 | 50,000円 | 会費月額 | 4,000円 |

### 別 紙 設立当初の役員

| 役 職 名   | 氏 名   |
|---------|-------|
| 代 表 理 事 | 和 田 章 |
| 同       | 松村秀一  |
| 常 務 理 事 | 阿部市郎  |
| 同       | 米田雅子  |
| 理 事     | 泉 清之  |
| 同       | 今津賀昭  |

| 役 職 名 | 氏 名  |
|-------|------|
| 理 事   | 岩田 衛 |
| 同     | 瀧澤清治 |
| 同     | 福本雅嗣 |
| 同     | 堀井秀治 |
| 監 事   | 浅野忠利 |
|       |      |

- 附 則 この定款は、平成22年7月28日から施行する。
- 附 則 この定款は、平成25年3月 1日から施行する。
- 附 則 この定款は、平成28年2月22日から施行する。
- 附 則 この定款は、平成30年2月23日から施行する。



## 設 立 趣 旨 書

建築生産に関する日本の技術は、戦後の復興以降、近代化・合理化を旗印に建設活況が続いた中で、各専門分野で飛躍的に進歩・発展を遂げてきた。さらに近代は、社会の成熟化に伴って、建築物の性能評価、品質保証、安全、ライフサイクルコスト、あるいは地域の景観、環境および安全等が一層重視されるようになり、それらに対応する技術も急速に進展して、建築技術は非常に多様化、高度化してきている。

これらの優れた技術は、今後とも引き継がれ、更なる向上・発展を重ねて、時代の要請に応じて広く社会に還元されていかなければならない。

しかしながら、今、高度な建築技術を次世代へ継承していくことが困難になりつつある。社会経済の変化に伴って、建設市場は縮小傾向を辿りはじめ、市場が深刻化する中で、建築生産に携わる企業は、多彩な熟練技術者を常時社内に確保しておくことが難しいだけでなく、若年層への技術継承の機会となるプロジェクトすら減少している。また、高度な技術と豊富な経験をもつ多くの技術者は、定年を迎えて、後継者がいないまま、第一線から退くことを余儀なくされており、その鍛え上げた専門技術を生かす場を再び見出すことも難しくなりつつある。このような環境下では、マニュアル化された手法のみが先行し、経験によって培われた生身の技術伝承がおろそかになり、有効な技術開発の進展にも支障をきたし、引いては建築技術の後退、建築物の品質低下を招く恐れがある。

このような背景を鑑みて、各専門分野でこれまで培われた高度な技術や経験を、社会の要請に応じていかしていく機会を創出することは、今後の重要な課題である。その視点からものづくりに欠かすことのできない高い倫理性と高度な技術を有する退職者等中高年の技術者が、互いに協力して、建築技術に関する幅広い分野で、各種の支援活動を行うことは、健全な社会資産の形成にとっても極めて有意義なことである。

よってここにわれわれ有志は、「建築技術支援協会」を設立し、意欲のある多彩な専門技術者を募り、非営利団体として、建築技術関連の支援活動を通じて、社会に貢献しようとするものである。それらの活動の目標は、次代の人材を育てる教育推進、地球環境も視野に入れた環境保全、耐震・耐火等に基づく地域安全、その他建築に係わる幅広い助言・援助を通じた健全なまちづくり、海外技術支援等の国際協力、等々広く公益に寄与するものとする。

さらに、建築行政面では、最近、建築基準の性能規定化等の面で建築基準法の改正行われたが、本協会は、それらの仕組みを支える公正中立な第三者機関の一つとして、性能評価や審査・検査に貢献することについても検討することとする。

平成 10 年 11 月 7 日

特定非営利活動法人 建築技術支援協会  
設立代表者 住所 神奈川県横浜市港北区太尾町 946-1  
大倉山ハイム 1-521

氏名 \_\_\_\_\_ 印